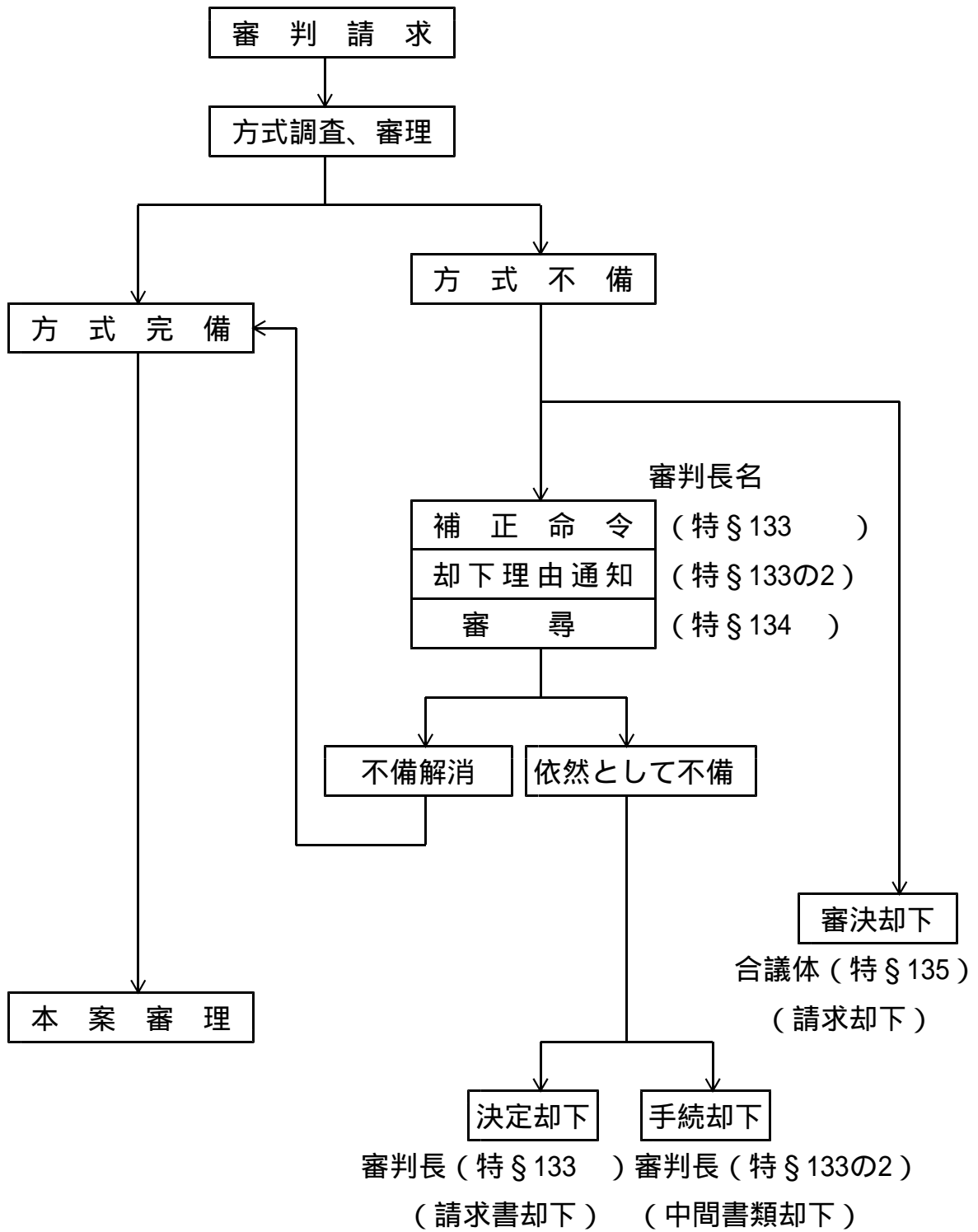


20 00

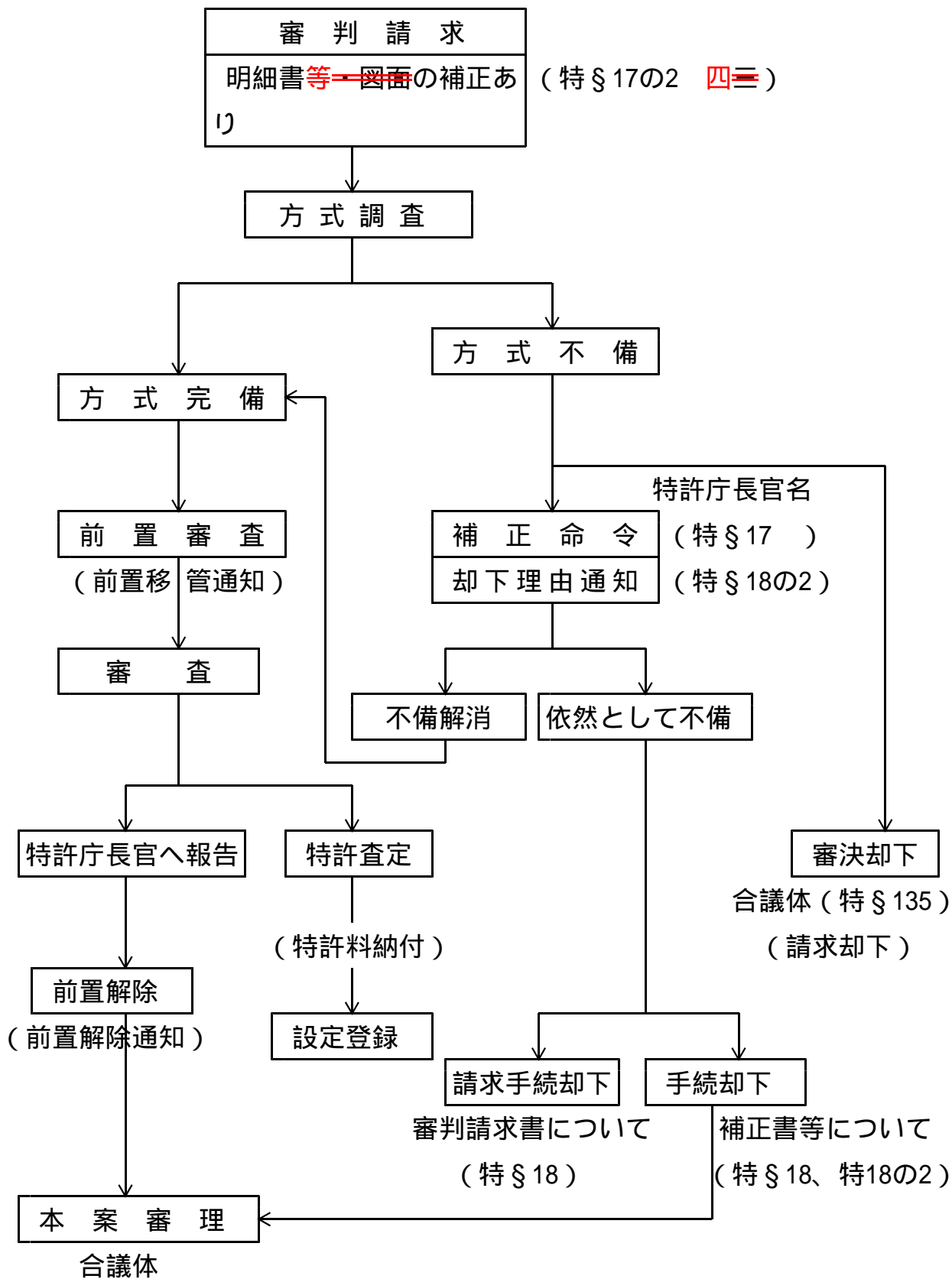
審理事項の取扱い

1. 20～29には、審理事項のうち、書誌的内容の含まれている方式についての調査、審理及びその対象となる事項を分類して解説を加える。
2. 審判請求、商標登録異議申立ては、本案の審理に先だち、まず所定の方式要件を備えているか否かについて、審判書記官による方式調査、及び合議体による審理が行われる。
なお、当事者系審判、商標登録異議申立事件においては、審理用副本を用いて、方式についての調査、審理と並行して本案審理の準備が行われる。
3. 審判請求の方式についての調査、審理に伴う事務の流れは、以下に示す図のとおりである。
4. 審理の過程において提出される中間書類についても方式についての調査、審理を行う。

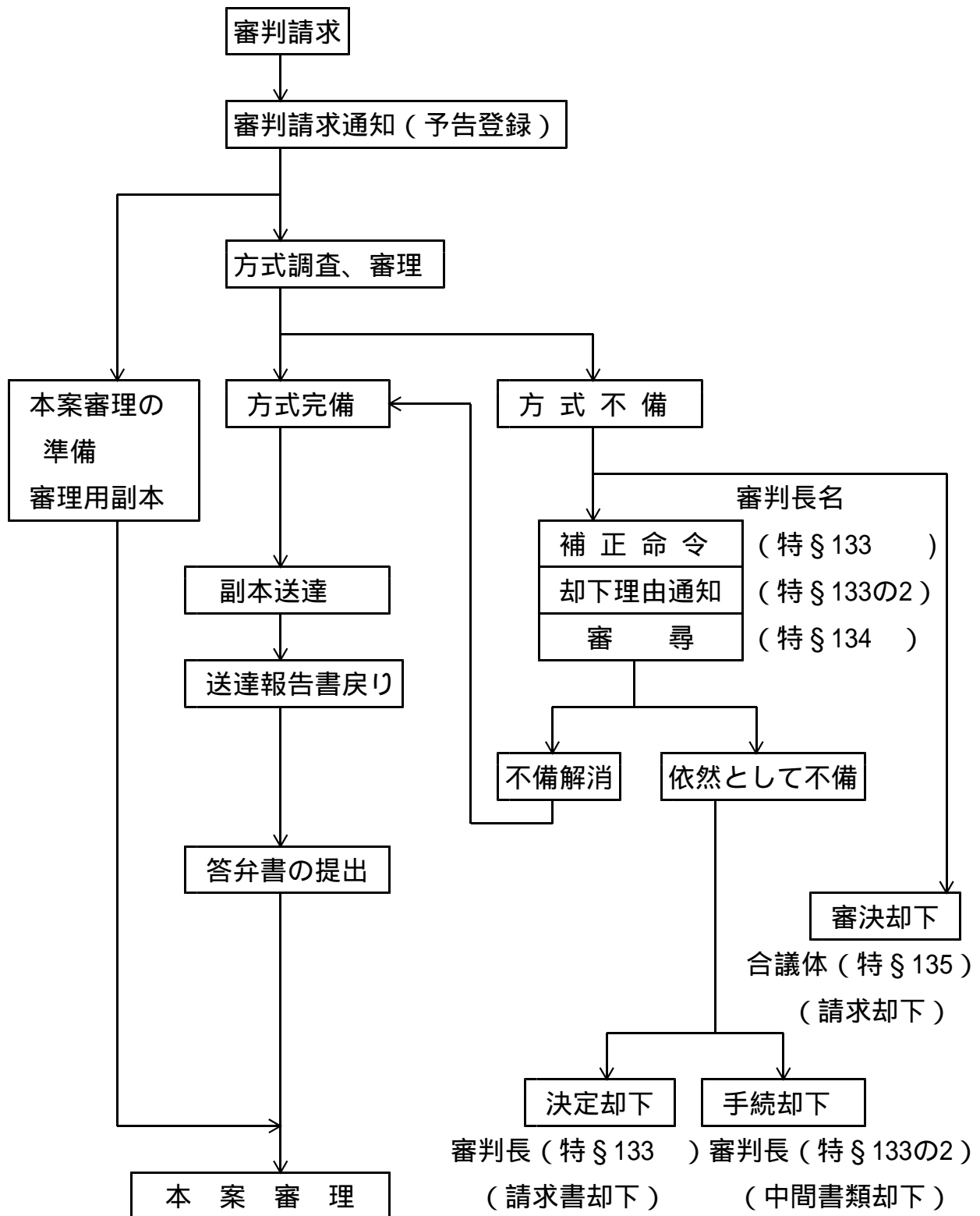
[査定不服] 特許（前置を除く）・意匠・商標



[査定不服] 特許（前置にかかるもの）



[当事者系]



(改訂中H19.12)

21 02

補正命令及び審尋

1. 21 00により審判請求書などの方式を調査した結果、方式違反を発見したときは、補正命令又は審尋を行う。
 - (1) 補正命令（特§17、§133、実§41、意§52、商§56、§68）

特許庁長官又は審判長がする命令であって、商標登録異議申立書・審判請求書の方式の欠陥の補完、未納（不足）手数料の追納又は委任状の追完等を命じるときなどに行う。

特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特許庁長官が補正命令を行い、それ以外の審判については審判長が補正命令を行う。
 - (2) 審尋（特§134、実§39、意§52、商§56、§68）

審判長がするものであって、請求の適法要件の具備について事実関係を明らかにさせるため、事実関係は明らかであるが請求書などの表示を正確にさせるため、又は本案審理に入った後に事実関係を明らかにさせる必要が生じた場合などに行う。
2. 補正命令には、別紙様式第1（長官指令）及び2（審判長指令）の**手続補正指令書（方式）**を、また、審尋には37 02の**審尋書**を用いる。
3. 合議体が、補正命令又は審尋を発する必要を認めないで審決却下をすべき事由を発見した場合は、補正命令又は審尋を発することなく、直ちに当該審判請求を審決却下する。（22 01の9(2)、61 04の3など）
4. 無効、取消等の審判において補正命令又は審尋を発する場合は、請求書副本の相手方への送達は、原則としてこれを見合わせ、手続補正書により適法に補正されたのちに副本送達の手続をとる。

（改訂 ~~中~~ ~~H21.4~~）

様式第 1

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E
発送日 平成 年 月 日

手続補正指令書（方式）

平成 年 月 日
特許庁長官

審判請求の番号 不服 2 0 0 X - 1 2 3 4 5 6
（特許出願の番号） （特願 2 0 0 Y - 1 2 3 4 5 6）
請求人 様
代理人弁理士 様

この審判請求手続について、方式上の不備がありますので、この指令の発送の日から 30 日以内に、下記事項を補正した手続補正書（方式）を提出しなければなりません。上記期間内に手続の補正をしないときは、特許法第 18 条第 1 項の規定により審判請求手続を却下することになります。

記

1. 代理権を証明する書面（ のもの）。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課 担当 鈴木 一郎
電話03(3581)1101 内線1234 ファクシミリ03(3584)1987

様式第2

発送番号 123456 1/E
発送日 平成 年 月 日

手続補正指令書（方式）

審判請求の番号 不服200X - 123456
（特許出願の番号） （特願200Y - 123456）
起案日 平成 年 月 日
審判長 特許庁審判官
請求人 様
代理人弁理士 様

この審判請求手続について、方式上の不備がありますので、この指令の発送の日から30日以内に、下記事項を補正した手続補正書（方式）を提出しなければなりません。

上記期間内に手続の補正をしないときは、特許法第133条第3項の規定により審判請求書を却下することになります。

記

1. 代理権を証明する書面（ のもの）。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課 担当 鈴木 一郎

電話03(3581)1101 内線1234 ファクシミリ03(3584)1987

21 - 03

補正命令又は審尋をすべき類型一覧

1. 特 § 17 又は特 § 133 、 に規定されている方式違反（実 § 41、意 § 52、商 § 56 、 68 ）
 - (1) 特 § 133 （実 § 41、意 § 52、商 § 43の14、 § 56 、 68 ）の規定の請求書又は商標登録異議申立書が方式に違反した場合とは、特 § 131 及び（実 § 38 、意 § 52、商 § 43の 4、 § 56 、 § 68 ） 商施則 § 12による様式13に定める商標登録異議申立書の記載要件又は特施則 § 46（実施則 § 23 、意施則 § 14 、商施則 § 14）による様式61の2および様式62に定める請求書の記載要件を具備していないものをいう。
 - (2) 特 § 133 （実 § 41、意 § 52、商 § 43の14、 56 ）の規定による手続きが方式に違反した場合とは、参加申請書、忌避申立書、証拠保全申立書、特許明細書等の訂正請求書、実用新案明細書等の訂正書などの手続きの必要的記載要件を具備していないもの、審判事件に係る手続きの手数料の不納、委任状の添付がないものなどをいう。

なお、特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、**特許請求の範囲**又は図面について補正が行われたものについて、方式違反があった場合は、審判請求書が記載要件を満たさないときも含めて、特許庁長官名により特 § 17 の補正命令を行う。

また、商標登録異議事件に関する商標登録異議申立取下書が記載要件を満たさないときは、審判長により商 § 43の14の補正命令を行う。
2. 欠陥に対する補正の内容
 - (1) 特 § 133 には次の場合、審判長は補正をすべきことを命じなければならないと規定している。
 - a 請求書に次に掲げる事項を記載していない場合。
 - (a) 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

(b) 審判事件の表示

(c) 請求の趣旨及びその理由

b 訂正審判（特§126、旧実§39）を請求するとき、訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しない場合。

(2) 商§43の14で準用する商§56(特§133)では、次の場合、審判長は、補正をすべきことを命じなければならないと規定している。

a 商標登録異議申立書に次に掲げる事項を記載していない場合。

(a) 商標登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

(b) 商標登録異議の申立てに係る商標登録の表示

3. 補正命令の具体的事例

(1) 補正命令の対象となる補正事項は、審判請求書、商標登録異議申立書の記載を見て分かる範囲であり、事実認定と法の判断を必要とする事項については、合議体の判断を必要とする。

(2) 当事者系審判

a 当事者（請求人、被請求人）

(a) 住所（居所）の記載のないとき

(b) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができる
とき

(c) 法人又は法人でない社団等にあつては代表者の記載のないとき（請求人のみ。代理人により手続をした場合を除く。）

(d) 外国人であつて国籍の記載がないとき（請求人のみ。その国籍が住所に記載した国と同一であるときは記載しなくともよい。）

(e) 押印のないとき

b 代理人

(a) 住所（居所）の記載のないとき

(b) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができる
とき

(c) 押印のないとき

c 事件の表示

(a) 記載はないが、書類全体から特許（登録）番号を特定することがで

きるとき

- (b) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき
- d 請求の趣旨
 - (a) 記載がないとき
 - (b) 記載はあるが、正確でないとき
- e 請求の理由（無効審判を除く）
 - (a) 記載がないとき
- f 手数料（特許印紙貼付）
 - (a) 法定の手数料を納付しないとき
 - (b) 法定の手数料に満たないとき
- g 訂正審判の場合
 - (a) 訂正した明細書及び特許請求の範囲の添付がないとき
 - (b) 訂正した図面の添付がないとき
- (3) 査定系審判
 - a 請求人
 - (a) 住所（居所）の記載のないとき（識別番号を記載した場合を除く）
 - (b) 識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
 - (c) 法人にあっては代表者の記載のないとき（代理人により手続をした場合を除く）
 - (d) 外国人にあっては国籍の記載のないとき（その国籍が住所に記載した国と同一であるとき又は識別番号を記載して住所を省略したときは記載しなくともよい）
 - (e) 押印又は識別ラベルの貼付のないとき
 - b 代理人
 - (a) 住所（居所）の記載のないとき（識別番号を記載した場合を除く）
 - (b) 識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
 - (c) 押印又は識別ラベルの貼付のないとき

- c 事件の表示
 - (a) 記載はないが、書類全体から出願番号を特定することができるとき
 - (b) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき
 - d 請求の趣旨
 - (a) 記載がないとき
 - (b) 記載はあるが、正確でないとき
 - e 請求の理由
 - (a) 記載がないとき
 - f 手数料（特許印紙貼付）
 - (a) 法定の手数料を納付しないとき
 - (b) 法定の手数料に満たないとき
- (4) 商標登録異議申立て
- a 商標登録異議申立人
 - (a) 住所（居所）の記載のないとき
 - (b) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができる
とき
 - (c) 法人又は法人でない社団等にあつては代表者の記載のないとき（代理人により
手続をした場合を除く）
 - (d) 外国人にあつては国籍の記載のないとき（その国籍が住所に記載し
た国と同一であるときは記載しなくともよい）
 - (e) 押印のないとき
 - b 代理人
 - (a) 住所（居所）の記載のないとき
 - (b) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができる
とき
 - (c) 押印のないとき
 - c 商標登録異議申立てに係る商標登録の表示
 - (a) 記載はないが、書類全体から登録番号を特定することができるとき
 - (b) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

- d 手数料（特許印紙貼付）
 - (a) 法定の手数料を納付しないとき
 - (b) 法定の手数料に満たないとき

（改訂中~~H21.4~~）

審判手続における却下処分等の規定及び不服申立について一覧表

		H 8 年法律第68号改正前	H 8 年法律第68号改正後
前置手続	方式不備	17 18 (長官手続無効) 行政不服	17 18 (長官手続却下) 行政不服
	請求書不備	133 133 (請求書却下) 東京高裁	133 133 (請求書却下) 東京高裁
請求手続	手数料不備	133 133 (請求書却下) 東京高裁	133 133 (請求書却下) 東京高裁
	添付書類等不備	17 135 (請求却下) 東京高裁	133 133 (請求書却下) 東京高裁
その他の手続	方式不備	17 審決で不採用の旨言及等	133 133 (手続却下) 行政不服
	方式不備 (再提出要請)	根拠条文なし (長官不受理) 行政不服	133 133 (手続却下) 行政不服
その他の手続	本質的不備	135 (請求却下) 東京高裁	135 (請求却下) 東京高裁
	本質的不備	根拠条文なし (長官不受理) 行政不服	133の2 (手続却下) 行政不服

21 - 03.1

審判請求書の「請求の理由」欄の記載

審判請求の理由を記載することは、特§131 三、意§52、商§56の規定によって義務づけられている。

1. 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、審査官及び審判官が請求人の主張を迅速かつ的確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を実質的な内容をもって明確に記載することが必要である（昭61（行ケ）96号（東高判昭63.10.11 最高判平1.4.14）、平10（行ケ）312号（東高判平11.11.9））。

審判請求書の「請求の理由」欄に実質的理由が記載されていない場合には、特§131 三、意§52、商§56の規定に違反するものとして、特§133、意§52、商§56（又は特§17、意§68、商§77）の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がなされない場合には、特§133、意§52、商§56（又は特§18、意§68、商§77）の規定により決定をもって審判請求書を却下（又は請求手続を却下）する（61-04）。

特に、特許出願の拒絶査定不服審判事件に関する対処の内容及び対処の基準は、次のとおりである。

(1) 対処の内容

- a 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特§17により長官名による「手続補正指令書（方式）」（21-02の様式第1）を通知し、該命令の指定期間内に補正がなされていない場合には、同§18の規定により請求手続を却下とする。
- b a以外については、特§133の規定により審判長名による「手続補正指令書（方式）」（21-02の様式第2）を通知し、該命令の指定期間内に補正がなされていない場合には、同§133の規定により、決定をもって審

判請求書を却下する。

(2) 対処の基準

- a 「詳細な理由は追って補充する」等のように、後日補充する旨の意思のみが記述されているもの。
- b 「原査定は不服である」等のように、原査定の結論自体を承服できないとする旨の意思のみが記述されていて、具体的に承服できない点が記述されていないもの。
- c 原査定に至った経過のみが記述されているもの。
- d a～cの組み合わせに相当するもののみが記述されているもの。

2. 無効審判（ 51-04 ）

【参考】

審判部では、拒絶査定不服審判（特許、意匠及び商標）、無効審判（四法）、訂正審判（特許及び旧実用新案）、新実用新案登録の訂正、商標登録取消審判、商標登録異議申立並びに判定（四法）を対象として、審判請求書等の「請求の理由」又は「申立ての理由」の書き方のガイドラインを作成・公表している。（特許庁ホームページ<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）

（改訂~~中~~H21.4）

25 01

法定期間及び指定期間の取扱い

《 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間を除く（25 - 01 . 2 参照） 》

法定期間及び指定期間については、原則として次のとおり取り扱う（商標登録異議申立て事件についても同様）。

ただし、口頭審理等で当事者と合意した場合等においては、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

1. 手続をする者が在外者でない場合

(1) 法律及び省令の規定により特許庁長官、審判官又は審査官が指定し、定め、又は示すこととされる期間（指定期間）は、特許に関しては60日、意匠、商標に関しては40日、実用新案に関しては、実§6の2の規定による場合（基礎的要件に係る補正命令）は60日、他の場合は30日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が別表に掲げる地に居住する場合においては、特許に関しては60日を75日、意匠、商標に関しては40日を55日、実用新案に関しては、基礎的要件については60日を75日、他は30日を45日とする。

（下記の(2)ないし(8)の場合を除く。）

(2) 特§17（実§2の2、意§68、商77）特§18の2（実§2の5、意§68、商§77）及び特§133、特§133の2（実§41、意§52、商§43の14、§56、§68）特§184の5及び実§48の5の規定による指定期間は、30日とする。

(3) 実§48の7の規定に基づき、図面の提出を命ずる場合の指定期間は2月とする。

(4) 商§5の2の規定に基づき、手続補完書の提出を命ずる場合の指定期間は1か月とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、1か月に15日を加えた期間とする。

- (5) 意見書の提出期間については、拒絶理由通知で引用された文献等、意見書の作成に必要な書類謄本の交付を特許庁に請求した場合には、謄本又は抄本の発送の日から23日間延長する（特許を除く）。
- (6) 特§134（意§52、商§56、68）（特§174、意§58、商§62、§68）の規定により審尋を受けた者又は特§194の規定により物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又は特殊なひな形若しくは見本の提出期間については、それぞれの場合を考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。
- (7) 郵便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明りょうなため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため特§134（特§174）及び特§194の規定に基づき、書留郵便物受領書、~~配達記録郵便~~特定記録郵便物受領証等の提出を求める場合の指定期間は10日とする。
- (8) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって(1)、(2)及び(4)に定める期間内に手続をすることができないと認める場合には、(1)、(2)及び(4)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。
- (9) 特§4（意§68、商§77）意§17の4（商§17の2）及び商§43の4の規定の適用を受ける場合とは、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その職権により延長される期間は、15日とする。ただし、特§121、意§46、意§47、商§44、商§45、意§17の3（商§17の2）に規定する期間（意§50及び商§55の2で読み替えて準用する意§17の3に規定する期間を除く）は延長しない。
- (10) 特§178（実§47、意§59、商§63、§68）の「交通不便の地」に該当する場合とは、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その附加期間は、15日とする。
- (11) (1)に指定する期間について、特許における特§159、特§17の2一及び三及び特§134に関しては1か月以内に限り請求により延長することができる。

2. 手続をする者が在外者である場合

- (1) 次に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては3か月、実用新案に関しては60日とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成することができることを認める場合には、1.の(1)に規定する期間とする。
 - a 意見書（特§48の7に規定するものを除く。）
 - b 答弁書（裁定の場合に限る。）
 - c 特§39（意§9、商§8）の規定に基づく指令書に回答する書面
 - d 特§134（意§52、商§56、§68）（特§174、意§58、商§62、§68）の規定により審尋を受けた者が提出する、審尋に対する回答書又は特§194の規定により物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又はひな形若しくは見本
 - e 手続補正書（特§17、実§2の2及び特§133、に掲げる場合に係る手続の補正を命じられた者の提出する手続補正書を除く。）
- (2) 実用新案に関し、実§6の2の規定による場合（基礎的要件に係る補正命令）の指定期間は3か月とする。
- (3) 特§17（実§2の2、意§68、商§77）特§18の2（実§2の5、意§68、商§77）及び特§133、特§133の2（実§41、意§52、商§56、§68）に掲げる場合に係る手続の補正を命じられた者の提出する手続補正書又は却下の理由の通知を受けた者の提出する弁明書の提出についての指定期間は、30日とする。
- (4) 商§5の2の規定に基づき、手続の補完を命じられた者の提出する手続補完書の提出についての指定期間は、2か月とする。
- (5) (1)の各号及び(3)に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、1.の(1)に規定する期間とする。
- (6) 1.の(3)及び(5)から(8)までの規定は、在外者が手続をする場合に準用する。
- (7) (1)に規定する期間は、特許に関しては3か月以内、実用新案に関しては30日以内、意匠、商標に関しては、1か月以内に限り請求により延長すること

ができる。また、実用新案に関して(2)に規定する期間は、3か月以内に限り請求により延長することができる。

- (8) 特§4(意§68、商§77)、意§17の4(商§17の2)及び商43の4の規定に基づき職権により延長する期間は、60日とする。ただし、特§121に規定する期間(存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く)については、延長する期間は、1月とし、意§46、意§47、商§44、商§45、意§17の3(商§17の2)に規定する期間(意§50及び商§55の2で読み替えて準用する意§17の3に規定する期間を除く)は延長しない。
- (9) 特§178(意§59、商§63、§68)の附加期間は、90日とする。
(注)平成5年改正前の実用新案法の適用を受ける実用新案に関する期間については、特許に関する期間と同様である。

3. 判定についての指定期間(四法共通)は、手続をする者が在外者でない場合は30日、在外者の場合は60日(請求による延長は不可)とする。ただし、2.(3)については判定において在外者が手続をする場合に準用する。

4. 期間の計算については特§3の規定により、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

上記の例外として、特§126に規定する90日の法定期間については、「訴えの提起があった日から起算(する)」旨規定されていることから、特§3の規定にかかわらず、期間の初日(訴えの提起があった日)を算入する。

(期間一般について、方式審査便覧(04.期間))

別 表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町(舳倉島)
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

(改訂中~~H21.4~~)

25-01.2

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判の 指定期間の取扱い

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判において、法律及び省令の規定により審判官が指定し、定め、又は示すこととされる期間（指定期間）について、手続の種類や性質ごとに、当事者の対応負担を考慮した標準的な指定期間（標準指定期間）を下記のとおり定め、統一した運用を行う。

なお、無効審判、訂正審判及び取消審判の確定審決に対する再審についても同様とする。

1．標準指定期間

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

(a) 権利者の実質的な攻撃防御機会

無効審判及び商標登録取消審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）（特§134、実§39、意§52、商§56）については、特許の場合60日、実用の場合30日、意・商の場合40日を標準指定期間とする。

2回目以降の答弁機会については、請求理由の要旨を変更する補正がされた場合の法定答弁機会（特§134、実§39、意§52）、施行規則上の答弁機会（特施則§47の2、実施則§23、意施則§19、商施則§22）、最初の法定答弁機会の再適用（特§134、実§39、意§52、商§56）のいずれの場合であっても、30日（各法共通）を標準指定期間とする。

(b) 無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の実質的な攻撃防御機会

権利者の答弁に対する無効審判請求人及び商標登録取消審判請求人の弁駁の提出を促す応答期間（特施則§47の3、実施則§23、意施則§19、商施則§22）については、30日（各法共通）を標準指定期間とする。

(c)職権審理結果通知への応答期間

職権審理結果通知が発せられた場合に権利者が応答するための、無効理由通知に対する意見申立期間（特§153、実§41、意§52、商§56） 訂正請求についての訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間（特§134の2） 訂正審判における訂正拒絶理由通知に対する意見書提出期間（特§165）、及び職権証拠調べ結果通知に対する意見申立期間（特§150、実§41、意§52、商§56）については、30日（各法共通）を標準指定期間とする。

書面審理における審尋書の場合（特§134、実§39、意§52、商§56） 15日程度を目安とした標準指定期間を設定し、審尋の内容に応じて審判長が相当と認める回答期間を指定する（各法共通）。

(2) 既に権利者の準備が整っている手続についての標準指定期間

審決取消訴訟で特許維持審決の取消判決が確定した場合、又は審決取消訴訟において特許無効審判事件の差戻しのために審決取消の決定が確定した場合において、再係属の特許無効審判の審理開始時に特許権者に訂正請求のための指定期間（特§134の3）については、10日程度のごく短期間の応答期間（特許のみ）を標準指定期間とする。

(3) 実質的な攻撃防御とは直接関係しない応答についての標準指定期間

無効審判請求人がした請求理由の要旨を変更する補正に対して権利者が同意するか否かを確認する同意確認通知に対する応答期間（特§131の2 二、特施則§47の4、実§38の2、実施則§23、意§52、意施則§19）については、10日（特・実・意）を標準指定期間とする。

参加申請について当事者等が意見を述べるための指定期間（特§149、実§41、意§52、商§56）については、15日（各法共通）を標準指定期間とする。

方式要件違反の場合の補正指令に対する応答期間（特§133、実§41、意§52、商§56） 及び却下理由通知に対する弁明書提出期間（特§133の2、実§41、意§52、商§56）については、10日～20日（各法共通）の応答期間を標準指定期間とする。

ただし、方式要件違反のうち、無効審判請求書の請求理由の記載要件違反（特§131、実§38、意§52）については、30日（特・実・意）の応答期間を標準指定期間とする。

審判等の手続の受継命令に対する受継のための指定期間（特§23、実§2の5、意68、商77）、及び、その他施行規則に規定されている手続期間（特施則§50 ~~但ただし書き~~、§50の8、§58の2 ~~但ただし書き~~、§58の17、§60等、実施則§23、意施則§19、商施則§22）については、一律に標準指定期間を定めることなく、事案と局面ごとの事情を考慮した適宜期間を指定する（各法共通）。

(4) 日本国内の交通不便の地にある者についての標準指定期間

日本国内の交通不便の地（特定の島嶼部：25-01の別表を参照）にある当事者又は参加人については、各標準指定期間に一律15日を加えた期間を、日本国内の交通不便の地にある当事者又は参加人についての標準指定期間とする（各法共通）。

なお、この取り扱いは、日本国内における交通不便の地にある者についての取り扱いであり、在外者については適用しない。在外者については下記(5)の取り扱いとする。

(5) 在外者についての標準指定期間

在外者についての標準指定期間を、上記(1)～(4)で述べた手続の種類や性質等に応じて、下記のとおりとする。

- (イ) 権利者の最初の法定答弁期間については+30日の差異を設ける。
- (ロ) 権利者の第2回目以降の答弁期間については+20日の差異を設ける。
- (ハ) 無効審判請求人及び商標取消審判請求人の弁駁期間については+20日の差異を設ける。
- (ニ) 職権審理結果通知に対する応答期間については+20日の差異を設ける。
- (ホ) 審尋に対する回答期間については+10日の差異を設ける。
- (ヘ) 既に権利者の準備が整っている手続については差異を設けない。
- (ト) 攻撃防御と直接関係しない手続における応答期間については、基本的に差異を設けないが、代理人と在外者との間の連絡調整に特に時間を要すると思われる参加申請に対する意見申述、及び委任状不備への対応については、+10日の差異を設ける。

2. 標準指定期間と異なる期間の指定

(1) 標準指定期間よりも短い期間の指定

下記のような場合には、審判長が、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを指定期間とすることができることとする（各法共通）。（ただし、この場合は、「職権による指定期間の延長」を後に行うことがある。）

標準指定期間よりも特に短い指定期間とする場合の考え方は、在內者と在外者とで同じとする。

口頭審理等において後日提出することとされた手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合。

計画審理等において、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合。

事案の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められる場合。

事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者がまったく新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。

特に迅速な審理の進行が必要な場合。

審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく権利濫用の抗弁を巡る攻撃防御が既になされているために、短い期間で当事者が対応できると認められる場合。

出訴後90日以内の訂正審判の請求等に起因する差戻し決定の確定により再係属した無効審判において、審理開始時の訂正請求のための指定期間（特§134の3）の後に、無効審判請求人に弁駁機会を与える場合の弁駁書の提出期間。（出訴後90日以内に請求した訂正審判の内容等を訴訟の過程で知っているため。）

出訴後90日以内に訂正審判の請求がなく、特許無効審決の取消判決の確定により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合。（訂正がないため審理対象が変更されておらず、しかも原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。）

商標登録を取消す旨の審決の取消判決の確定により再係属した取消審判において、審理開始時に審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合。（原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。）

(2) 標準指定期間よりも長い期間の指定

標準指定期間を適用した場合にその応答期間の途中で土曜・日曜以外の行政機関の休日を含むこととなる場合（年末年始や黄金週間をはさむ場合）において、それにより指定期間中の執務日の大部分が侵食されることとなるときは、審判長は、侵食される日数に概ね相当する期間だけ標準指定期間を延長した応答期間を指定し、定め、又は示すこととしても差し支えない。（なお、期間の途中ではなく終期が行政機関の休日に当たるときはむしろ期間が実質的に延長されるので、この場合には含まれない。）

（改訂~~中~~~~16~~~~4~~）

25 - 01 . 3

主要期間一覧（2）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 (準 用 ・ 類 規)		初 日	起 算 日	期 間 (延 長)		備 考
				(第 1 日 目)	国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】							
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の4		訂正審判請求時		審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134の3		判決の確定日	翌 日	1週間	1週間	
審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求	126		審決取消訴訟の提起日	提 起 日 (初 日 算 入)	90日	90日	
再審の請求	173		審決確定後再審の理由を知った日	翌 日	30日（職15日）	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178		審決等の謄本の送達日	翌 日	30日（附15日）	30日（附90日）	
【指定期間等】							
訂正請求書の提出	134の2	134	答弁指令書の発送日 (134(1)の再適用 による2回目以降の答弁指令は下記)	翌 日	60日又は75日 新実は30日又は45日	90日 新実は60日	
		134 153	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
	134の3	訂正請求のための期間指定通知の発送日	翌 日	10日又は25日	10日		
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の4	134	答弁指令書の発送日 (134(1)の再適用 による2回目以降の答弁指令は下記)	翌 日	60日又は75日	90日	
		134 153 134の2	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	翌 日	30日又は45日	50日	
	134の3	訂正請求のための期間指定通知の発送日	翌 日	10日又は25日	10日		
第1回目の法定の答弁書の提出	134 、 174		答弁指令書の発送日	翌 日	60日又は75日 新実は30日又は45日	90日 新実は60日	

請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2、規50の16	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
弁駁書の提出	規47の3、規50の16	弁駁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153、134の2、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
	150、174、	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149、174	参加申請書副本の送達通知の発送日	翌日	15日又は30日	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134、174、	審尋書の発送日	翌日	15日又は30日程度	25日程度	
命令による方式補正	133、174、	イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 請求理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	翌日 （指令書）	10日又は25日 10日又は25日 20日又は35日 30日又は45日 20日又は35日	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	133の2、174、	却下理由通知の発送日	翌日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2、規47の4	同意確認通知の発送日	翌日	10日又は25日	10日	
命令による受継のための期間	23	受継命令の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50 ただし 但書、規50の8、規58の2 ただし 但書、規58の17、規60 など	通知書等の発送日	翌日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134、174、	物件の提出を求める通知の発送日	翌日	10日	10日	

注1. は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 (準 用 ・ 類 規)	初 日	起 算 日	期 間 (延 長)		備 考
			(第 1 日 目)	国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】						
再審の請求	意58、商61、商68、商附20	審決等の確定後再審の理由を知った日	翌日	30日(職15日)	30日(職60日)	
審決に対する訴え	意59、商63、商68、商附22	審決等の謄本の送達日	翌日	30日(附15日)	30日(附90日)	
【指定期間等】						
第1回目の法定の答弁書の提出	意52、意58、商56、商61、商68、商附17、商附20	答弁指令書の発送日	翌日	40日又は55日	70日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	意52	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
施行規則上の答弁書の提出	意規19、商規22	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意52、商56、商61、商68、商附17、商附20	答弁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
弁駁書の提出	意規19、商規22	弁駁指令書の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
意見書の提出(意見の申立て)	意52、商56、商68、商附17	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
	意52、商56、商61、商68、商附17、商附20	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	翌日	30日又は45日	50日	
参加申請に対する意見書の提出	意52、商56、商61、商68、商附17、商附20	参加申請書副本の送達通知の発送日	翌日	15日又は30日	25日	
審尋書に対する回答書の提出	意52、商56、商61、商68、商附17、商附20	審尋書の発送日	翌日	15日又は30日程度	25日程度	
命令による方式補正	意52、商56、商61、商68、商附17、商附20	イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	翌日 (指令書)	10日又は25日 10日又は25日 20日又は35日 20日又は35日	10日 20日 30日 20日	
	意52	請求理由の記載要件違反	翌日(指令書)	30日又は45日	30日	
同意回答書の提出	意52、意規19	同意確認通知の発送日	翌日	10日又は25日	10日	
弁明書	意52、意58、商56、商61、商68、商附17、商附20	却下理由通知の発送日	翌日	20日	20日	

命令おける受継のための期間	意68 、商77 、商附27	受継命令の発送日	翌 日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規19、商規22	通知書等の発送日	翌 日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意52、意58 、 、商28 、商43の14 、商56 、商 62 、 、商68 、商附17 、商附27 、商附23	物件の提出を求める通知の発送日	翌 日	10日	10日	

注1 . は交通不便地居住者のため。

注2 . (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 ~~中~~ ~~H21.4~~)

25 - 03

答弁書等の副本送達時の期間指定についての取扱い

審判長は、請求書副本の送達に対して、被請求人から答弁書又は訂正請求書（以下「答弁書等」という。）を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない（特§134、実§39、意§52、商§56、§68）。

意見を述べる機会を与えるために、答弁書、訂正請求書又は弁駁書の副本を相手方に送達するために次の手続きをとる。

1. 期間を指定して意見を述べる機会を与える場合には、様式第1による答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
2. 期間を指定する必要がない場合には、様式第2による答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
3. 弁駁書の副本送達についても前記1若しくは2と同様とする。

（注）当事者系審判において期間を指定することは、審判の審理の促進と便宜をはかるためであり、当事者は特§156による審理終結通知がされるまでは、弁駁書等の書面を提出することができる〔東高判昭40（行ケ）第5号（昭49.9.3）〕ので、指定した期間が経過した後に提出された書面であっても、これを審理の対象としなければならない。（51-04の4.(1)aの（注~~3~~2）参照）

（改訂~~中~~H21-4）

様式第 1

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E
発送日 平成 年 月 日

答弁書副本の送付通知

審判請求の番号 無効200X - 800001
(特許番号) (特許第25XXXXXX号)
起案日 平成 年 月 日
審判長 特許庁審判官
請求人 様
代理人弁理士 様

審判被請求人の提出した答弁書副本を送付します。

この答弁に対して意見がありましたら、弁駁書の正本1通及びその副本 通を、この答弁書副本の発送の日から 日以内に提出してください。

無効審判(四法)30日(在外者50日)
取消審判30日(在外者50日)
判定(四法)30日(在外者60日)
ただし、任意に変更できること。



この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判部第 部門 審判官 鈴木 一郎
電話03(3581)1101 内線1234 ファクシミリ03(3501)0672

様式第2

発送番号 123456 1/E

発送日 平成 年 月 日

答弁書副本の送付通知

審判請求の番号	無効200X - 800001
(特許番号)	(特許第25XXXXX号)
起案日	平成 年 月 日
審判長 特許庁審判官	
請求人	様
代理人弁理士	様

審判被請求人の提出した答弁書副本を送付します。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

特許侵害業務室 鈴木 一郎

電話03(3581)1101 内線1234 ファクシミリ03(3501)0672

26 01

手続の中断、中止

1. 中断

次の場合、手続を中断する。

(1) 死亡による中断

- a 当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により手続を続行すべき者がその手続を受継ぐまで中断する（民訴 § 124 一、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。
- b 相続人は相続の放棄をなすことができる間は、手続を受継ぐことができない（民訴 § 124 、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。
- c 相続人受継手続についての手続例と審決例（ 26 04 ）
- d 審判の参加人（補助参加人）についても、中断の原因があるときは中断する（特 § 148 、実 § 41、意 § 52、商 § 56 、 § 68 ）。
- e 死亡による中断に関する学説（兼子、民訴条解）
 - (a) 当事者が死亡したとき、その相手方がその唯一の承継人である場合は、対立当事者の地位が 1 人に帰し、中断を生じない。
 - (b) 必要的共同訴訟の 1 人の死亡は、全訴訟について中断を生じる（民訴 § 40 ）のが原則であるが、残余の者だけで当事者適格を有するときは、そのまま訴訟の続行ができる（民訴 § 30 ）から、訴訟に影響がない。
 - (c) 失踪宣告は死亡と同一である（民 § 31 ）。

(2) 法人の合併による中断

当事者である法人が合併により消滅したときは、合併により設立した法人又は合併後存続する法人が、その手続を受継ぐまで中断する（民訴 § 124 二、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。

(3) 破産法による中断

- a 破産手続開始の決定による中断

当事者が、裁判所により破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法 § 46 で準用する同 § 44 ）。

b 破産手続終了による中断

破産手続開始の決定により中断した手続であって破産管財人によりその手続の受継がされた後に破産手続が終了したときは、破産者である当事者がその手続を受継ぐまで中断する（破産法 § 46 で準用する同 § 44 ）。

(4) 手続能力の喪失、法定代理人の死亡、法定代理権の消滅による中断

a 当事者が手続能力を失い、又は法定代理人が死亡し、若しくはその代理権が消滅したときは、法定代理人又は本人がその手続を受継ぐまで中断する（民訴 § 124 三、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。

b 法定代理権の消滅による中断に関する学説（兼子、民訴条解）

(a) 死亡又は訴訟能力の喪失以外の代理権の消滅は、本人または代理人から相手方に通知しない間は効力を生じない（民訴 § 36）。また法人その他の団体の代表者または管理人の権限の消滅にも準用がある（民訴 § 37、民訴則 § 18）。

(b) 官庁が当事者である場合に、その長の変更は、法定代理権の消滅になる。^(注)ただし指定代理人がいれば中断にならない（民訴 § 124 、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。

(注) 大判、大 4 . 10 . 16民録21編1644

(c) 会社が解散し、従来取締役が法定清算人となる場合は、法定代理権の変更にはならない（会社法 § 478）。

(5) 信託任務終了による中断

当事者である受託者の信託の任務が終了したときは、新受託者がその手続を受継ぐまで中断する（民訴 § 124 四、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。

(6) 資格変更による中断

一定の資格を有する者が自己の名で他人のために手続の当事者（一定の資格に基づく当事者、いわゆる職務による当事者などを含む。以下この項において「資格当事者」という。）となる場合において、その資格を失ったときは、同一の資格を有する者がその手続を受継ぐまで中断する。資格当事者の

死亡した場合も同じである（民訴§124 五、特§24、実§2の5、意§68、商§77 で準用）。

(7) 会社更生法による中断

a 更生手続開始の決定による中断

当事者である会社が、裁判所により更生手続開始の決定（会社更生法§41）を受けたときは、手続は、管財人などがその手続を受継ぐまで中断する（会社更生法§53で準用する同§52）。

b 更生手続終了による中断

更生手続開始の決定により中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に更生手続が終了したときは、会社などがその手続を受継ぐまで中断する（会社更生法§53で準用する同§52、 ）。

(8) 民事再生法による中断

a 管理命令による中断

再生手続開始の決定があった場合には中断しないが、管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する（民事再生法§69で準用する同§67 ）。

b 再生手続終了による中断

管理命令による中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に再生手続が終了又は管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、再生債務者がその手続を受継ぐまで中断する（民事再生法§69で準用する同§68、及び ）。

(9) 裁判所の保全管理命令による中断

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所が保全管理命令を発したときは、保全管理人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法§96、会社更生法§34、民事再生法§83）。

(注)

商標登録異議申立て事件においては、商標登録異議申立ての承継が認められないので、商標登録異議申立人側については、上記（1）～（9）の中断事由は適用されない（ 22 01の8（3）、22 01の10（5）、66-02の2 ）。

2. 中断適用除外

- (1) 上記1の(1) a、(2)、(4)、(5)、(6)、~~(7)~~の場合は、委任による代理人がある間は、適用しない(民訴§124、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用)(26 04の3)。
- (2) 中断適用除外に関する裁判例

訴訟代理人が上訴提起の特別授權を有しない場合は、当該審級における判決の送達とともに上級審の訴訟行為に関する限り訴訟代理人を欠くを以って、爾後訴訟手続は上訴の関係においては中断する(昭6(才)778号、昭6.8.8)。そして控訴、上告の特別委任がある場合なら終局判決の確定、すなわち訴訟の終了まで中断は生じない(大判、昭8.7.27)。

3. 中止事由

- (1) 特許庁の職務執行不能による中止

天災その他の事由によって、特許庁が職務を行うことができないときは、手続はその事由の止むまで中止する(民訴§130、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用)。

- (2) 次の場合、審判官は申立てにより又は職権をもって手続を中止することができる。

a 当事者の故障による中止

当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、その故障の止むまで中止することができる(民訴§131、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用)。

b 共同審判等の手続の中止

共同審判又はその再審において、その一部の者について、不定期間の故障があるため、手続を続行することができないときは、その手続の全体を中止することができる(特§132、§174、及び、実§41、意§52、§57及び§58、商§56、§68)。

- (3) 裁判所の命令による中止

裁判所の中止命令があった場合は、手続を中止する。

(例)

更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる（会社更生法 § 24 ）。

4. 決定による中止命令

当事者が不定期間の故障により審判手続を続行することができないときは、特許庁長官又は審判官は決定をもってその中止を命ずることができる（民訴 § 131、特 § 24、実 § 2 の 5 、意 § 68 、商 § 77 で準用）。

5. 他の審判又は訴訟による中止

- (1) 審判において必要があると認めるときは、商標登録異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特 § 168 、実 § 40 、意 § 52、商 § 56 、 § 68 ）。

(例) 特許無効審判と訂正審判が同時係属する場合（ 51 09の 1 (1) ）

(2) 中止に関する裁判例

- a 民事、刑事の訴訟手続の完結に至るまで、審判手続を中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられていて、必ず中止しなければならないものでない（昭22（オ）11号、昭23．5．28、昭31（行ナ）番号不詳、昭32．3．12）。また中止申立権を認めたものでない（昭13（オ）1270号、昭13．11．28）。
- b 無効審判事件の係属中に、その権利についての訂正許可の審判を請求した者が、無効審判の審理中止願を提出したからといって、この申立てに拘束されないし、その許否の決定を要するものでもない（昭10（オ）2143号、昭11．7．11）。

6. 中断、中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中断及び中止は期間の進行を止め、中断又は中止の終わったのち、更

に全期間の進行を始める効力を有する（民訴§132、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用）。

(2) 続行禁止

審判官又は当事者は、中断又は中止の間、その事件に関する手続を続行することができない。

(3) 中断又は中止中に行われた手続

受継又は続行の申立者がその申立て（名義変更届により受継申立てをする場合も含む。）の際に、中断又は中止中に当事者又は当庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消を主張することは認めないこととする（方式審査便覧05.11（中間手続 8））。

(4) 中断、中止の効力に関する裁判例

訴訟手続中断中、本案についてした当事者の訴訟行為は相手方に対する関係では無効であるが、相手方がその行為を明認し、又はこれに対してなんらの異議を主張しないで、そのまま訴訟行為を続行したときは、いわゆる責問権の放棄により爾後同人はその無効を主張する権利を喪失するものと解する（昭13（オ）2445号、昭14.9.14）。

7. 中断、中止した手続の受継

中断又は中止した手続の受継は、その旨を記載した書面を特許庁に提出してなされる。

8. 中断、中止した手続の受継申立て通知

前項の受継の申立てがあったときは、審判長はその旨を相手方に通知しなければならない（民訴§127、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用）。

9. 中断、中止した手続の受継についての決定

- (1) 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければな

らない(特§22、実§2の5、意§68、商§77)。(26 05の1)

(2) 審判手続の受継の申立ては、特許庁長官又は審判官が職権をもってこれを調査し、理由がないと認めるときは決定をもって却下する(民訴§128、特§24、実§2の5、意§68、商§77で準用)。却下されたときは中断はなお継続する。

10. 中断、中止した手続の受継命令

特許庁長官又は審判官は、中断した審査、商標登録異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、相手方の申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない(特§23、実§2の5、意§68、商§77)。(26 04の1(2))

11. 中断、中止した手続の受継通知

前項の期間内に受継がなかったときは、特許庁長官又は審判官は、期間の経過の日において、その受継があったものとみなすことができる(特§23、実§2の5、意§68、商§77)。この場合、特許庁長官又は審判官は、その旨を当事者に通知しなければならない(特§23、実§2の5、意§68、商§77)。(26 04の1(3)、(4))

12. 参加人の中断、中止の効力(57 05の3)

13. 除斥、忌避関係による中止

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定があるまで、審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない(特§144、実§41、意§52、商§56、§68)。

14. 意匠・商標登録出願についての補正の却下による中止

意§17の2(同§50で準用)並びに商§16の2(同§55の2で準用)には、同条第1項の規定による補正の却下の決定に対し、意§47若し

くは商 § 45 の審判を請求したとき、又は、意 § 59 若しくは商 § 63 の訴を提起したときは、その審判の審決又は訴の判決が確定するまで、その意匠登録出願又は商標登録出願の審査若しくは拒絶査定に対する審判を中止しなければならない旨規定されている。

(注) 意 § 17の2 並びに商 § 16の2 には、「第1項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から3月を経過するまでは、当該意匠登録出願又は商標登録出願について査定をしてはならない」と規定されている。これは、審査(審判)の中止を規定しているものではない。

したがって、前記3月の期間内に、意匠、商標登録出願について査定(審決の場合は30日の期間内)以外の手続(例、拒絶理由通知、補正命令)をしても違法ではないし、補正の却下の決定と前後して、又は同時にした手続についての指定期間等は、審判の請求又は訴えの提起がない限り期間の進行を停止しない。

(改訂 ~~中~~ H21.4)